



岐阜県感染症発生動向調査週報

Gifu Infectious Diseases Weekly Report

平成 29 年 10 月 6 日 岐阜県感染症情報センター（岐阜県保健環境研究所）

2017 年第 39 週
(9/25~10/1)

- RSウイルス感染症は、前週から横ばいに推移し、患者報告数の多い状態が続いています。
- 流行性耳下腺炎は、飛騨保健所管内で患者報告数の多い状態が続いています。
- 手足口病は、すべての保健所管内で警報レベルを下回り、終息に向かっています。
- 10~11月、県内ですつが虫病の患者発生が増加する時期です。→トピックス

■ 定点把握対象疾患の発生動向（インフルエンザ定点:87か所、小児科定点:53か所、眼科定点:11か所、基幹定点:5か所）

● 警報・注意報レベルの保健所がある疾患

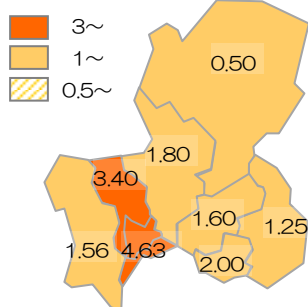
レベル	疾患名	基準	該当保健所（定点当たり報告数）
警報レベル	なし		—
注意報レベル	なし		—

※定点当たり報告数が一定の基準を超えた場合、保健所単位で「警報・注意報レベル」を発信しています。

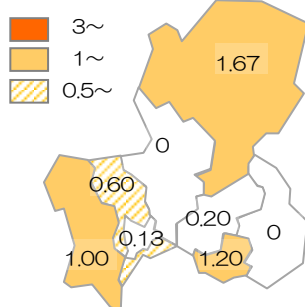
警報レベルは大きな流行が発生または継続していると疑われることを、注意報レベルは流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性が高いこと、流行の発生後であれば流行が継続していると疑われることを指します。

● 注意したい感染症の保健所別流行状況（地図中の数値は定点当たり報告数）

<RSウイルス感染症>

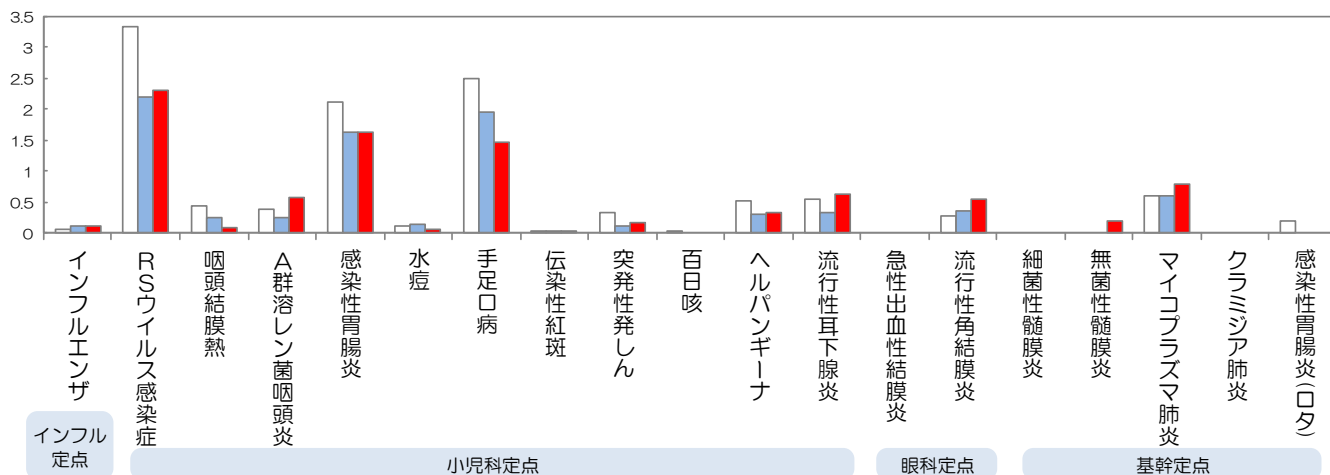


<流行性耳下腺炎>



● 直近3週の推移

□ 前々週 ■ 前週 ■ 今週 （縦軸は定点当たり報告数）



■ 全数把握対象疾患の発生動向

● 今週届出分

- 1類感染症：なし
- 2類感染症：結核 7例
- 3類感染症：腸管出血性大腸菌感染症 3例
- 4類感染症：レジオネラ症 1例
- 5類感染症：梅毒 1例

全国情報は国立感染症研究所感染症疫学センターのHPをご覧ください。

感染症発生動向調査週報（IDWR）<https://www.niid.go.jp/niid/ja/idwr.html>

■ トピックス

● つつが虫病

◇ 岐阜県では10～11月につつが虫病患者が多数発生しています

岐阜県では、年間20例程度のつつが虫病患者が報告されており、全国的にみて患者発生の多い地域になります。

県内の患者報告数は、2007年以降、緩やかな減少傾向にありましたが、2015年、2016年と増加しています。

患者の発生は10～11月に集中しており、患者は男女ともに60歳以上が多くなっています。感染機会としては、畑での農作業、山での作業、庭仕事、山中の散歩など、自宅近くで日常的な活動の中で感染することが多いようです。

患者の推定感染地域をみると、県内の広い範囲で患者の発生がみられていますが、特に下呂市、郡上市、関市、美濃市、山県市、本巣市、揖斐川町など、県の中央部を東西に横断する地域で多発しています。一方、飛騨・東濃地域では患者発生は少ない状況となっています。

◇ 予防啓発が重要です

秋～初冬は、卵から孵化したツツガムシの幼虫が動物への吸着活動を行う時期であり、10～11月は特に感染に注意が必要です。

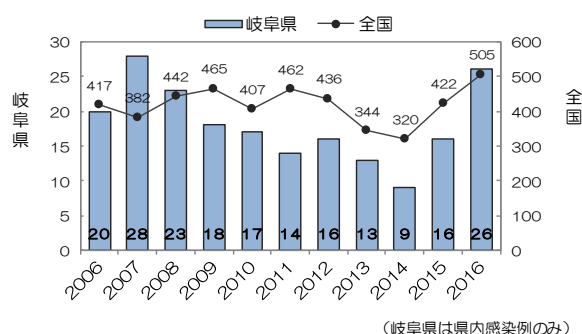
予防には、感染のおそれのある時期や場所を知り、農作業などで畑や山林などに立ち入る際は、肌の露出を避け、ツツガムシの吸着を防ぐことが基本となります。特に、患者発生の多い地域の住民や、感染機会の多い農業従事者等に対し予防啓発を強化していく必要があります。

岐阜県感染症情報センターでは、つつが虫病に関する啓発資料を作成し、ホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

◆ つつが虫病に関する啓発資料

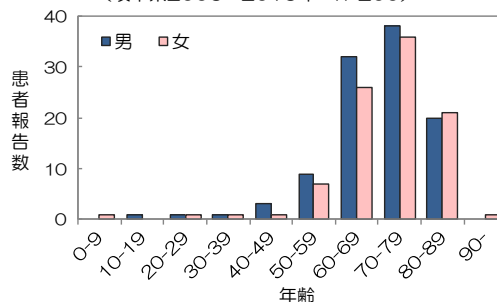
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/kansensyo/kawaraban.data/171003tsutsugamushi.pdf>

つつが虫病患者報告数



性・年齢別患者報告数

(岐阜県2006～2016年 n=200)



つつが虫病患者の推定感染地域

詳細地域不明を除く
2006～2017年の
累計179例。
推定感染地域は
旧市町村区分で表示。



○ つつが虫病とは

つつが虫病リケッチアによる感染症で、ツツガムシによって媒介されます。潜伏期は5～14日で、高熱により発症し、皮膚には特徴的な刺し口がみられます。その後数日で、体幹部を中心に発疹が現れ、多くの場合、倦怠感、頭痛、リンパ節腫脹などもみられます。早期に有効な抗菌薬による治療が行われると症状は改善しますが、治療が遅れると重症となり死亡することもあります。なお、ツツガムシの病原体保有率は0.1～3%とされています。

○ 感染症法における取扱い

つつが虫病は、感染症法において4類感染症全数把握対象疾患に定められており、患者を診断した医師は直ちに保健所に届け出なければなりません。

届出基準・届出様式はこちらをご覧ください。(保健医療課 HP)

http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/11223/kansenshouhou-ki_jun.html

岐阜県感染症情報センターHP

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/kansensyo/>